

令和 7 年度第 3 回小金井市廃棄物減量等推進審議会 次第

令和 7 年 7 月 3 0 日（水）
午後 2 時から午後 4 時まで
小金井市野川クリーンセンター 研修室

1 開 会

2 議 題

(1) 小金井市一般廃棄物処理基本計画等について

資料 1－1 施策体系案

資料 1－2 各取組についての名称変更及び重点／強化／充実の位置づけ

資料 1－3 目標値（案）

資料 2 小金井市食品ロス削減推進計画（素案）

資料 3 災害時に発生する片付けごみの回収方法と市民の役割について

(2) その他

基本方針

発生抑制を最優先とした3Rの推進

計 画 項 目

取 組 内 容

①	ごみを出さないライフスタイルの推進 (リデュース)	(1) 食品ロス削減の推進 (2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 (3) マイバック・マイボトル・マイはしの使用促進 (4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発
②	再使用の促進 (リユース)	(1) 民間リユース事業との連携 リユースルートの構築と円滑な運用の推進 (2) くつ・かばん類の有効活用の推進 (3) リユース食器の有効活用 (4) リユース活動を推進するための周知・啓発
③	資源循環システムの構築 (リサイクル)	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進 (2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進継続 (3) 生ごみ資源化施策の推進
④	分別・啓発活動の強化	(1) 正しい分別方法の周知と徹底 (2) 清掃指導員による分別指導の徹底 (3) わかりやすさを重視した啓発の強化 (4) 転入者を対象とした啓発の強化 (5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化
⑤	環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
⑥	地域における3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 (2) 集団回収事業の支援と周知 (3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化
⑦	事業活動における3Rの推進	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 (2) 事業系ごみの発生抑制の推進 (3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5) 認定事業所の周知と拡大 (6) 店頭回収・自主回収等の推進
⑧	行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 (2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 (3) 環境負荷低減の推進

：重点的に取り組む項目

基本方針	計 画 項 目	取 組 内 容
安全・安心・安定的な 適正処理の推進	① 安全・安心・安定的な 収集・運搬の推進	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 (2) ふれあい収集体制の推進
	② 安全・安心・安定的な 処理・処分の推進	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 (2) 中間処理量→最終処分量の削減・埋立ゼロの継続 (3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 (4) 不法投棄防止体制の確立 (5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施
	③ 廃棄物処理を支える 体制の確立強化	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 (2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 (4) 清掃関連施設の整備 (4) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 (5) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (6) 環境基金の有効活用

各取組についての名称変更及び重点/強化/充実の位置づけ

資料1-2

- ・全ての取組内容が、まずは「既存の枠組みの中で向上を伴う施策」であるという考えのもと、「充実」に位置づけ。
- ・その中でも、ごみ量実績の推移、組成分析結果、アンケート調査結果等より、「既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策」を「強化」、さらに「強化」の中でも「より重点的に取り組むべき施策」を「重点」に位置づけ。

						重点：本計画において、強化の中でもより重点的に取り組むべき施策	
						強化：本計画において、既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策	
						充実：本計画において、既存の枠組みの中での向上を伴う施策	
基本方針	計画項目	取組内容	取組内容変更点	変更前	変更後	変更における考え方	
発生抑制を最優先とした3Rの推進	①	(1) 食品ロス削減		重点		小金井市食品ロス削減推進計画において、食品ロスの削減目標を掲げており、重点的に取組むべき事項であると考えられるため、引き続き重点	
		(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(3) マイバツタ・マイボトル・マイはしの使用促進	マイバッグについては、すでにレジ袋有料化が義務化され、マイバッグの持参は一定程度行動として定着しているため、名称から削除	強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
	②	(1) 民間リユース事業との連携 リユースルートの構築と円滑な運用の推進	現在実施している施策を考慮すると、今後実施する事業は、「ゆづる輪」や「おいくら」など、民間企業との連携事業がメインになるため、実態に即した取組内容の名称へ変更	重点	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(2) くつ・かばん類の有効活用の促進		強化		アンケート結果より、くつ・かばん等のリユース事業の利用者が少ない結果が出ており、リユース事業の促進を図る必要があると考えられるほか、3Rの中で発生抑制の次に優先順位の高い再利用は、ごみを減らすための重要な取組であるため、引き続き強化	
		(3) リユース食器の有効活用		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(4) リユース活動を推進するための周知・啓発		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
	③	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進	アンケート結果より既存リサイクルルートの利用しやすさの向上が必要であると考えられるため、「利用しやすさ向上」を追記	強化		アンケート結果より、現在実施している施策・取組の認知度はあるが、利用したことがある人の割合が少ない施策・取組があることが分かっているため、利用しやすさ向上を図る必要があると考えられることを踏まえ、引き続き強化	
		(2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進継続		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(3) 生ごみ資源化施策の推進		重点	強化	一部取りやめた取り組みはあるものの、今年度より家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業を実施しており、生ごみ資源化をより推進していく必要があると考えられるため、強化へ変更	
	④	(1) 正しい分別方法の周知と徹底		強化	重点	組成分析結果を踏まえ、適正排出による資源化の推進と安定的なごみ処理の実現に向けて、分別方法の周知徹底に力を入れる必要があると考えられるため、重点へ変更	
		(2) 清掃指導員による分別指導の徹底		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(3) わかりやすさを重視した啓発の強化		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(4) 転入者を対象とした啓発の強化		強化		ごみ非常事態宣言を発令してから20年が経ち、宣言を知らない市民も増えてきている中、人口が増加傾向であり、転入者に対してもごみの減量の必要性や分別方法の理解醸成を促す必要があると考えられるため、引き続き強化	
		(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化		重点	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
	⑤	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進		重点	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進		重点	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
	⑥	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進		重点	強化	仕組みの見直しを検討し、引き続きごみゼロ化推進員と連携し更なるごみ排出量を削減を推進していく必要があると考えられるため、強化へ変更	
		(2) 集団回収事業の支援と周知		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などの連携の強化		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
	⑦	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進		強化		事業系ごみ排出量が増加傾向であること、アンケート結果より適正排出の指導が必要であると考えられる結果が出たことから、引き続き強化	
		(2) 事業系ごみの発生抑制の推進		重点		事業系ごみ排出量が増加傾向であり、排出抑制の推進を重点的に取組む必要があると考えられるため、引き続き重点	
		(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(5) 認定事業所の周知と拡大		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(6) 店頭回収・自主回収等の推進	店頭回収の他、販売店等での自主回収も推進の必要があると考えられるため、「自主回収」を追記	強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
	⑧	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底		重点	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	
		(3) 環境負荷低減の推進		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更	

・全ての取組内容が、まずは「既存の枠組みの中で向上を伴う施策」であるという考えのもと、「充実」に位置づけ。
・その中でも、ごみ量実績の推移、組成分析結果、アンケート調査結果等より、「既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策」を「強化」、さらに「強化」の中でも「より重点的に取り組むべき施策」を「重点」に位置づけ。

重点：本計画において、強化の中でもより重点的に取り組むべき施策
強化：本計画において、既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策
充実：本計画において、既存の枠組みの中での向上を伴う施策

基本方針	計画項目	取組内容	取組内容変更点	変更前	変更後	変更における考え方
安全・安心・安定的な適正処理の推進	①	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更
		(2) ふれあい収集体制の推進		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更
	②	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更
		(2) 中間処理量→最終処分量の削減・埋立ゼロの継続	平成28年（2016年）度以降、埋立処分量はゼロを継続しているため、「最終処分量」を削除し「埋立ゼロの継続」を追記	充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更
		(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更
		(4) 不法投棄防止体制の確立		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更
		(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更
	③	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携		強化		同時策定する小金井市災害廃棄物処理計画をもとに、浅川清流環境組合及び構成市との連携を強化していく必要があると考えられるため、引き続き強化
		(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携		強化		同時策定する小金井市災害廃棄物処理計画をもとに、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携を強化していく必要があると考えられるため、引き続き強化
		(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化		強化	充実	既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更
		清掃関連施設の整備	メタウォーターサステナブルパークこがねいが稼働したことで、現行計画にて予定していた市内の清掃関連施設の整備が終了したため、取組内容を削除			
		災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備		強化		近年の災害の激甚化、頻発化も踏まえ、同時策定する小金井市災害廃棄物処理計画をもとに体制の整備を進めていく必要があると考えられるため、引き続き強化
		一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更
		環境基金の有効活用		充実		既存の枠組みの中で向上を伴う施策であると考えられるため充実へ変更

○計画項目の変更箇所

安全・安心・安定的な適正処理の推進	③	廃棄物処理を支える体制の確立強化	現行計画にて予定していた市内の清掃関連施設の整備が終了し、各関連施設との連携体制が確立、構築され、今後は体制の強化を図る必要があると考えられるため「強化」へ変更
-------------------	---	------------------	--

第4節 目標の設定

1.1人1日当たりのごみ排出量(集団回収を含む)(g/人・日)

本計画では、基本理念及び基本方針の実現に向けて、以下に示す数値目標の達成を目指します。

令和12年度までに 584g/人・日以下

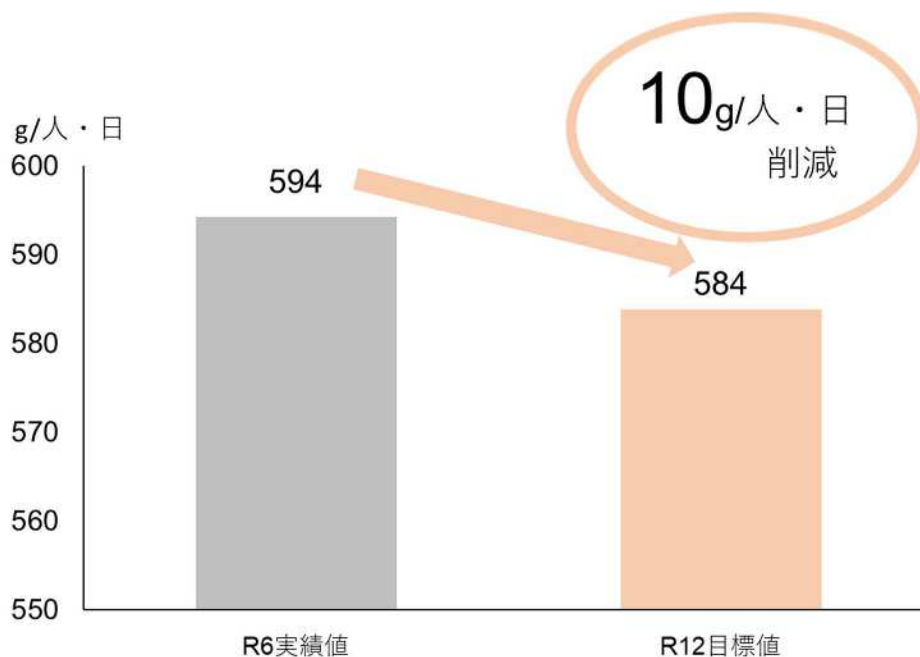


図 54 目標値（1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）（g/人・日））

【目標設定の考え方】

食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に力を入れていくタイミングであることに加え、近年、市内のまちづくりの進展に併せて事業系一般廃棄物が増加していることを鑑み、家庭系・事業系一般廃棄物を合わせた市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）を目標値として設定します。基本方針、基本理念実現のため、発生抑制を最優先に取組み、新たな施策の展開、既存の取組の充実を図ることで、令和12年（2030年）度目標値として584g/人・日以下を目指します。

小金井市食品ロス削減推進計画

(素案)

令和8年3月

小金井市

目 次

第1章 計画策定の概要	4
第1節 計画策定の趣旨と目的	4
第2節 計画の位置づけと対象期間	5
第2章 食品ロスの現状と課題	6
第1節 国及び東京都の食品ロスの現状	6
第2節 小金井市の現状と課題	9
第3章 計画の理念(もしくはスローガン)・目標	16
第1節 計画の理念(もしくはスローガン)	16
第2節 食品ロス削減に係る目標	16
第4章 目標達成のための推進施策	17
第1節 計画体系、取り組みの主体との役割、本市が展開する施策	17
第2節 食品ロス削減のための施策	19
第5章 計画の推進体制及び進行管理	22

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨と目的

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことをいいます。食品ロスは、生産から消費にわたるサプライチェーンの各段階で発生するものであり、国際的な問題となっています。

2015年9月の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）において食品ロスに関して言及されており、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が目標設定されています。さらに、国連環境計画（UNEP）の「食品廃棄指標報告2024」では、食品ロスの問題は、気候変動や生物多様性の喪失、汚染を深刻化させる要因となっていることを強調しており、単なる「もったいない」ということだけではなく、社会のさまざまなシステムに波及する課題であるといえます。

日本でも、SDGsの国際目標の達成に向け、2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されています。事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2030年度までに2000年度比で半減目標を設定し、国、地方自治体、国民、事業者などの各主体が食品ロス削減に取り組むこととされており、各主体による取り組みが推進されているところです。なお、事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに半減）については、2022年度に達成したことを踏まえ、2030年度までに2000年度比で60%削減とする目標が新たに設定されています。

小金井市（以下、「本市」という。）においては、食品廃棄物の肥料化等事業の推進に向け生ごみ減量化処理機の生成物を肥料化する試みにいち早く着手するなど、これまでも厨芥類の削減に取り組んできました。また、国が掲げる2030年度の食品ロス量削減の目標達成に貢献すべく、市内コンビニエンスストアにおける手前どりPOP掲出や食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大等、本市の特性に応じ、「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」¹の削減を最優先とし、市民や事業者の皆様とコミュニケーションをとりながら、食品ロスの削減に努めているところです。

今後は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、連携をとりながら、一層の食品ロスの削減に取り組むことを目的として、この度、小金井市食品ロス削減推進計画（以下、「本計画」という）を策定します。

¹ 未開封食品とは、全く使われなかった未開封の食材・食品・飲料、未利用食品とは、使われなかった開封済みの食材・自家農作物・一部食材等、食べ残しとは、一部食べたり飲んだりしてある食品や飲料を指す。詳細はごみ組成調査結果の項目にて示す。

第2節 計画の位置づけと対象期間

1. 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「食品ロス削減推進基本方針」という。）に基づき策定し、食品ロスの削減に向けた本市の目標や方針等を定めるものです。

また、本計画を、市の廃棄物処理やごみ減量に関する施策の方向性を示した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下、（ごみ処理基本計画）という。）と整合性を図るとともに、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」等の各種計画と調和が保たれたものとし



図 1 本計画の位置づけ

2. 対象期間

本計画は、ごみ処理基本計画と整合を図り、令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中であっても社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



図 2 計画期間

第2章 食品ロスの現状と課題

第1節 国及び東京都の食品ロスの現状

1. 国の現状

日本の食品ロスは令和4年度推計値で472万トン（うち家庭系約236万トン、事業系約236万トン）であり、令和3年度の523万トンから51万トン減少しているという状況となります。食品ロスの量は、推計を開始した2012年度よりほぼ右肩下がりで減少傾向を示しています。



出典：農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/240621.html>)、
環境省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/240621.html>)

図 3 食品ロス発生量の推移

(1)第五次循環型社会形成推進基本計画(環境省)

第五次循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められています。第五次循環型社会形成推進基本計画においては、第四次循環型社会形成推進基本計画で設定している削減目標を踏襲し、食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減させるという目標を設定しています。

(2)食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(農林水産省)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下、「食品リサイクル法に基づく基本方針」という。）は、食品リサイクル法に基づき、再生利用等の促進の基本的方向、再生利用等を実施すべき量に関する目標、再生利用等の促進のための措置に関する事項について定められています。食品リサイクル法に基づく基本方針は、主に、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 食品リサイクル小委員会（農林水産省）及び中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会（環境省）が見直しの検討を行い、令和7年度に改訂版が公表されています。

改訂版においては、事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに半減）を2022年度に達成したことを踏まえ、2030年度までに2000年度比で60%削減とする目標が新たに設定されています。新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵であることから、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で推進することの必要性や、食品の種類や業種等によって、食品ロス削減の余地が異なるとともに、サプライチェーンが一体となって取り組む必要があることから、サプライチェーン全体の目標とすることが示されています。

(3)食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(消費者庁)

食品ロス削減推進基本方針では、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めています。

食品ロス削減推進基本方針は、食品ロス削減推進会議（消費者庁）が見直しの検討を行い、令和7年度より第2次基本方針が定められました。食品ロス削減推進基本方針では、第五次基本計画や、食品リサイクル法に基づく基本方針で設定されている削減目標の達成を目指し、総合的に取り組みを推進するとともに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることを定めています。

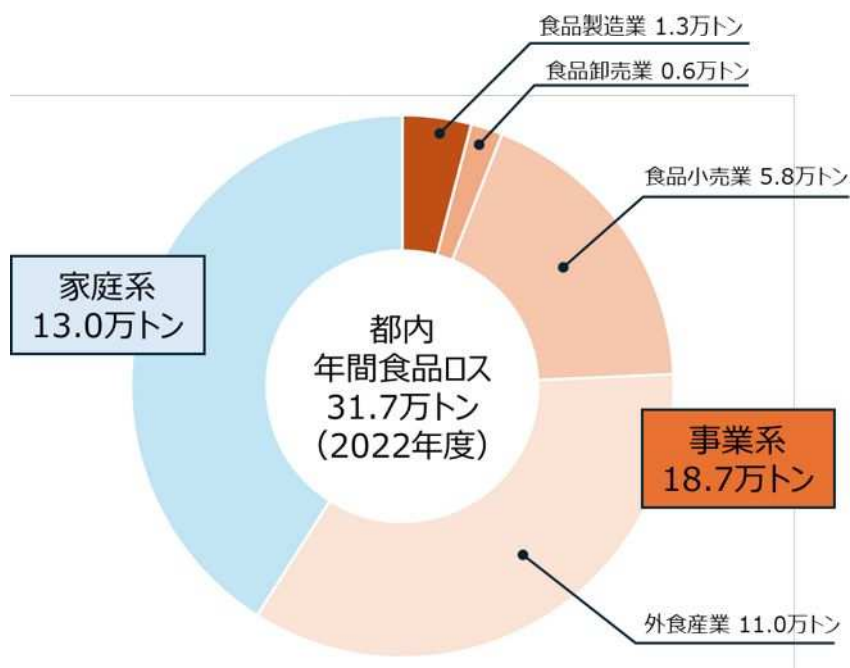
(4)第4次食育推進基本計画(厚生労働省)

第4次食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を通じて国民の健康と持続可能な社会を実現するための重点事項を定めています。

第4次食育推進基本計画は、食育の推進にあたっての目標の一つとして、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを掲げており、令和元年度76.5%であったものを、令和7年度までに80%以上とすることを目指すことが示されています。

2. 東京都の現状

東京都は、2021年3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、2030年までに2000年度比で食品ロスを半減する目標を掲げています。2022年度の都内食品ロス発生量は約31.7万トンで、その内訳は事業系が約18.7万トン、家庭系が約13.0万トンとなっています。都内は、飲食店や食品製造業、卸売業、小売業などの事業活動が活発に行われているため、特に外食産業からの食品ロスが多い傾向にあり、賞味期限切れや売れ残りが主な原因とされており、東京都は、事業者との連携を強化し、食品ロス削減の取り組みを推進していくこととしています。



出典：東京都食品ロス削減パートナーシップ会議（令和7年2月7日）より作成

図 4 東京都内の年間食品ロス量（2022 年度）

第2節 小金井市の現状と課題

1. アンケート調査結果からの課題

生ごみ、食品ロスに関する市が行っている取組についての認知度は、全体的に低い傾向にあります。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の認知度は6割程度であるのに対し、生ごみ処理機を使用している人の割合は1割程度に留まっており、補助制度のあり方について検討が必要な状況です。

普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）が切れてしまった食品が最も多く、未利用品、食べ残しを合わせると7割以上に及びます。市民から事業者に必要な量の販売・提供（少量パック、量り売り、小盛など）を望む割合が多いことや、賞味期限が近い商品の割引制度が望まれていること、事業者からは飲食店と連携したキャンペーンの実施を求められていることから、事業者も含めた食品ロスの削減に向けた取組が求められます。

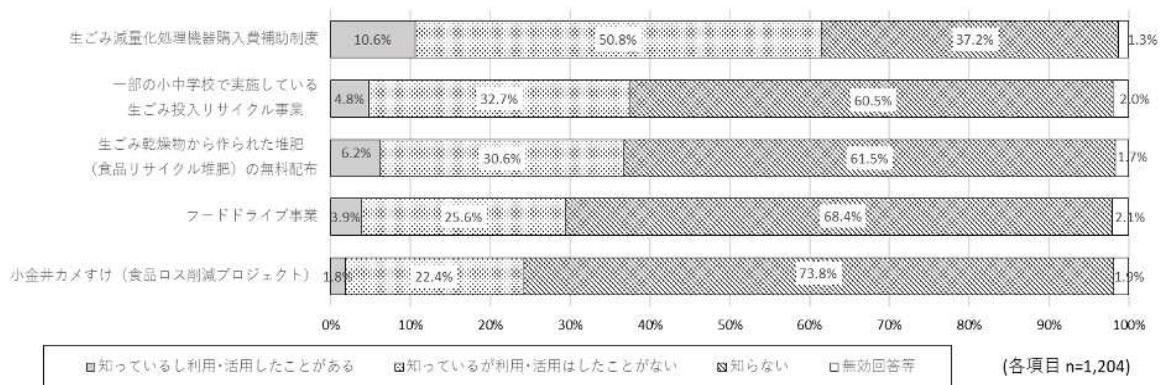


図 5 食品ロスに関する施策の認知度【市民】

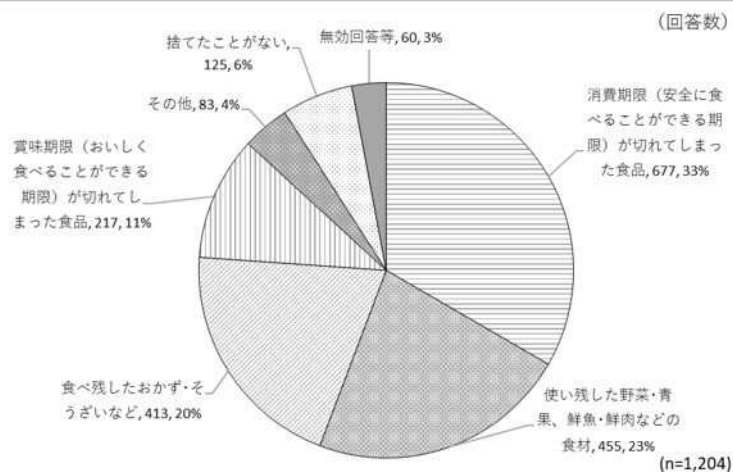


図 6 食品ロスに関する排出状況【市民】



図 7 事業者を求める取組【市民】

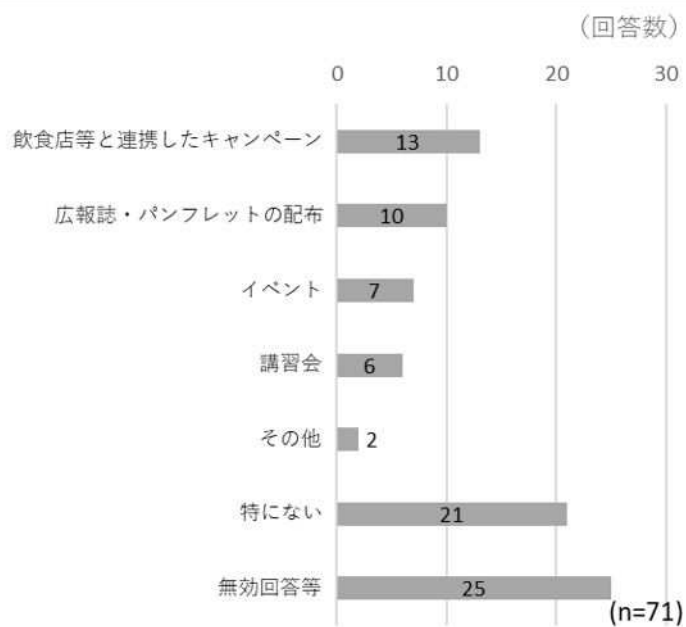


図 8 食品ロス削減のために市に実施してほしい施策【事業所】

2. ごみ組成調査からの現状と課題

(1) 家庭系燃やすごみ

家庭系燃やすごみのうち、厨芥類は41%を占める結果となりました。厨芥類の中では非可食部・調理くずが最も多く、全体の3割程度を占めています。

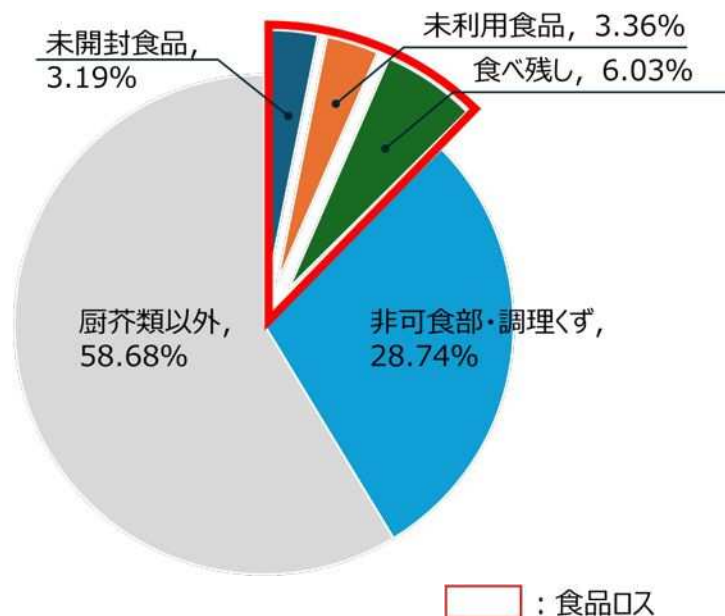


図 9 家庭系燃やすごみの調査結果（平均）²



図 10 家庭系燃やすごみ、食品ロスの排出実態例
（左：未開封食品、右：未利用食品）

² ごみ組成調査はパッカー車で収集したごみを湿ベース重量で調査

家庭系：収集された燃やすごみが調査対象

事業系：許可業者が収集した事業系燃やすごみが調査対象

（以下燃やさないごみも同条件）

表 1 家庭系燃やすごみの調査調査結果

分類項目		割合 (%)
厨芥類		41.32
	未開封食品	3.19
	素材	1.40
	調理済み食品	1.55
	飲料	0.23
	未利用食品	3.36
	素材	1.02
	自家製農作物	0.32
	一部の素材	1.45
	調理済み食品	0.57
	食べ残し	6.03
	食べ残し	5.75
	飲み残し	0.28
	非可食部・調理くず	28.74
	物理的可食（潜在可食）	10.18
	非可食（調理くず・非可食）	18.56
厨芥類以外		58.68

【参考】食品ロスの分類項目について

未開封食品	■ 素材	パッケージ（トレイ・容器含む）入りの生鮮（青果、生肉、鮮魚）、穀物、加工品等（未開封）・未開封冷凍食品のうちミックスベジタブルなど
	■ 調理済み食品	パッケージ入り未開封のカップ麺、缶詰、菓子パン等
	■ 飲料	未開封飲料
未利用食品	■ 素材	食パン1枚等、野菜・果物丸のまま（プチトマト1個、バナナ1本等）、鮮魚・生肉、加工品(ちくわ1本・厚揚げ1枚)、開封後の手つかず納豆等
	■ 自家製農作物	多量排出される畑や庭から直行と見なされる野菜等
	■ 一部の素材	生米、野菜・果物の部分（玉ねぎ1/4、きのこ株半分等）、加工品(パラの乾麺、包丁で切られた食パン半分、豆腐半分、全部残っていないシリアル等)
	■ 調理済みの食品	丸のままの菓子パン、菓子1つ、箱に半分残ったホールケーキ等
食べ残し	■ 食べ残し	一部食べてある食品
	■ 飲み残し	飲み残しの飲料
調理くず・非可食部	■ 物理的可食	野菜くず(大根の皮、葉物の芯、レタス・キャベツの上葉)、廃食油、魚や肉の皮、脂身(牛脂等)、パンの耳、椎茸の足、長ネギの青いところ等
	■ 非可食	果物の皮、果物の芯、ぶどうのつる、玉ねぎ・とうもろこしの皮、トマト・なすなどの葉やヘタ、種、コーヒーがら・茶殻等、骨、卵の殻、貝殻等

出典：環境研究総合推進費 終了研究成果報告書 3-1805 SDGs12.3 指標の提案に向けた 食品ロスの実態の解明 (JPMEERF20183005)

次に、居住形態別の結果からは、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅からの厨芥類排出割合が40%～50%を超えていることが確認されました。また、単身集合住宅については、燃やすごみに占める厨芥類の割合は約25%程度と、他の居住形態に比べると低い割合となっているものの、未開封食品や食べ残しの割合が他の居住形態とほとんど変わらない、生活様式の異なる様々な市民に対して、無理なく生活に取り入れることができる行動に関する啓発や施策が必要となります。

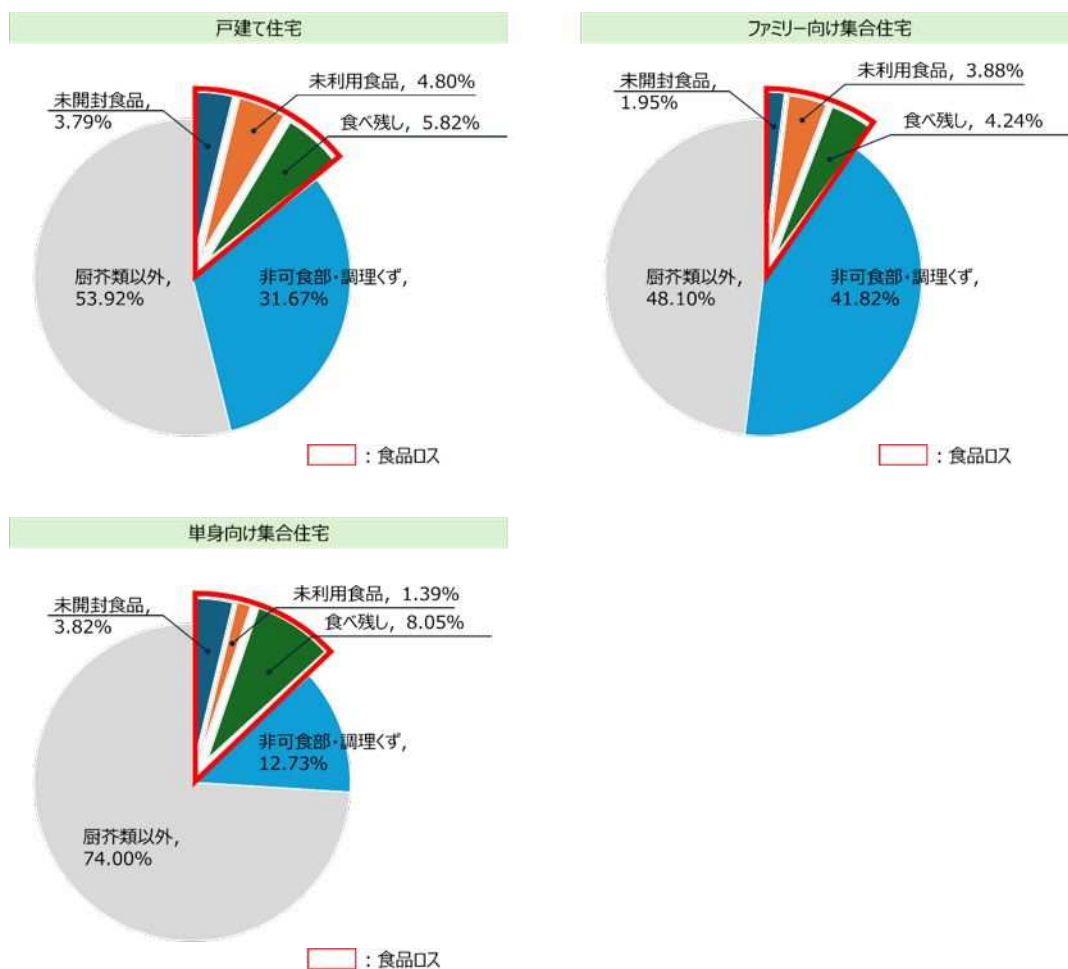


図 11 住居形態別 家庭系燃やすごみの調査結果

(2)事業系燃やすごみ

事業系ごみのうち、厨芥類は半数を超える約53%を占める結果となりました。厨芥類のなかでは、食べ残しが最も多く、全体の約30%程度を占めています。また、家庭系同様、非可食部・調理くずも多く、全体の約15%程度を占めており、削減の余地があることが分かります。

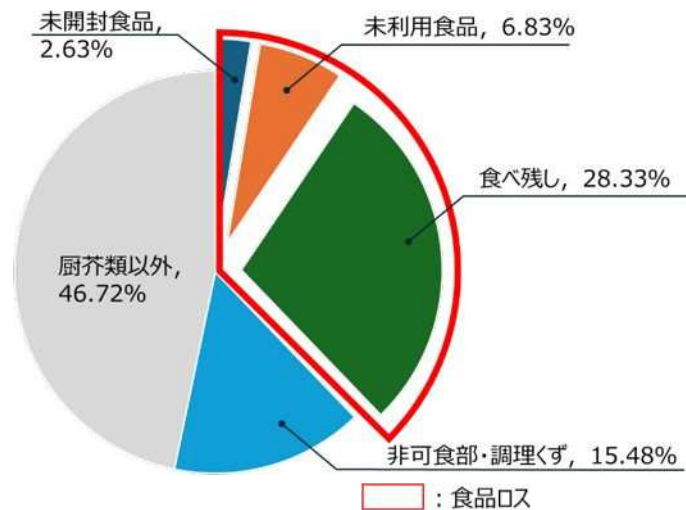


図 12 事業系ごみの調査結果 (平均)

表 2 事業系ごみの調査結果

分類項目		割合 (%)
厨芥類		53.28
	未開封食品	2.63
	素材	0.50
	調理済み食品	2.14
	飲料	0.00
	未利用食品	6.83
	素材	2.60
	自家製農作物	0.00
	一部の素材	4.05
	調理済み食品	0.18
	食べ残し	28.33
	食べ残し	28.33
	飲み残し	0.00
	非可食部・調理くず	15.48
	物理的可食 (潜在可食)	13.72
	非可食 (調理くず・非可食)	1.76
厨芥類以外		46.72

3. 課題を踏まえた方針

(1)発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減推進

市民アンケート調査や組成調査から、多くの食品が、食べられることなく捨てられていることが明らかになっています。とりわけ、実際には期限切れや、使い残しの生鮮食品を排出しているというアンケートの回答が多く、日々の買い物や保存の工夫によって未然に防ぐことができる食品ロスが一定程度存在していることがうかがえます。

こうした傾向を踏まえ、市民一人ひとりが無理なく実践できる「必要な分だけ買う」「使い切る」習慣づくりを後押しする情報提供や環境整備が、今後の発生抑制に向けた鍵となります。適量購入を促す広報や、保存方法・食材活用の工夫を共有する取り組みなど、日常生活に寄り添った支援を進めていくことが重要です。

(2)事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組推進

食品ロス削減に向けては、市民・行政だけでなく、流通・小売・飲食等の事業者との連携も欠かせません。市民アンケートでは、賞味期限が近い商品の値引き販売や、少量・小分け商品の充実など、購入段階での選択肢の拡充を求める声が多く寄せられました。一方で、事業者からは、店頭でのPOP掲示や啓発活動への協力の意向も示されており、連携の素地は一定程度整っているといえます。

こうした状況を踏まえ、今後は、事業者が無理なく取り組みやすい仕組みづくりや、取り組みの見える化、広報支援などを通じて、地域全体での食品ロス削減の機運を高めていくことが重要です。

(3)食品ロス削減に向けた取り組みを行っていただくための啓発・情報提供

本市では、食品ロス削減に向けたさまざまな施策や情報提供を行っているものの、市民アンケートの結果からは、それらの施策について「知っているが利用・活用したことはない」との回答も多く見られ、認知から行動につながっていない現状が一部で確認されました。

今後は、生活に無理なく取り入れられるような仕組みづくりや行動を後押しするしくみの工夫とあわせて、より身近な形での情報発信・啓発を展開していくことが重要です。

第3章 計画の理念(もしくはスローガン)・目標

第1節 計画の理念(もしくはスローガン)

なくそう“もったいない” ふやそう“えがお”
みんなで減らそう食品ロス

審議会用コメント：審議会資料へのご意見提出のタイミングにて、理念（スローガン）の案を募集いたします。応募いただいたものを集約し、次回審議会にて皆様にご覧いただき、話し合いのうえ決定してまいります。

環境への負荷を低減し、次の世代が豊かな生活を送りつづけることができるようにするには、一人ひとりが様々な現状に目を向け、日常生活の中で食品ロスの問題に取り組むことが重要です。

持続可能な社会の実現に向け、身近な問題である食品ロスについて実態を知り、問題への理解を深めるとともに、消費者、事業者、行政等が一体となり、食品ロス削減を推進していく社会を目指します。

第2節 食品ロス削減に係る目標

国の食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスについては第五次循環型社会形成推進基本計画において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減、事業系食品ロスについては、食品リサイクル法に基づく基本方針において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させるとしています。本計画においても、これらの目標にならい、家庭系は2000年度比で2030年度までに食品ロスの量を半減、事業系は2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させることを目指します。

目標値：食品ロス量

2000年
2,703 t /年



2030年
1,331 t /年

審議会用コメント：人口含め暫定値ですので、若干の数値の変動はございます。

第4章 目標達成のための推進施策

第1節 計画体系、取り組みの主体との役割、本市が展開する施策

本市が目指す食品ロス削減の取り組みは、市民、事業者、行政等、社会全体での協働を前提としています。市民の暮らしの中にあるちょっとした工夫や配慮、事業者の創意工夫による食品提供・販売方法の改善、そして行政による支援と情報発信が、相互に補完し合うことで、地域に根ざした持続可能な取組へとつながっていきます。

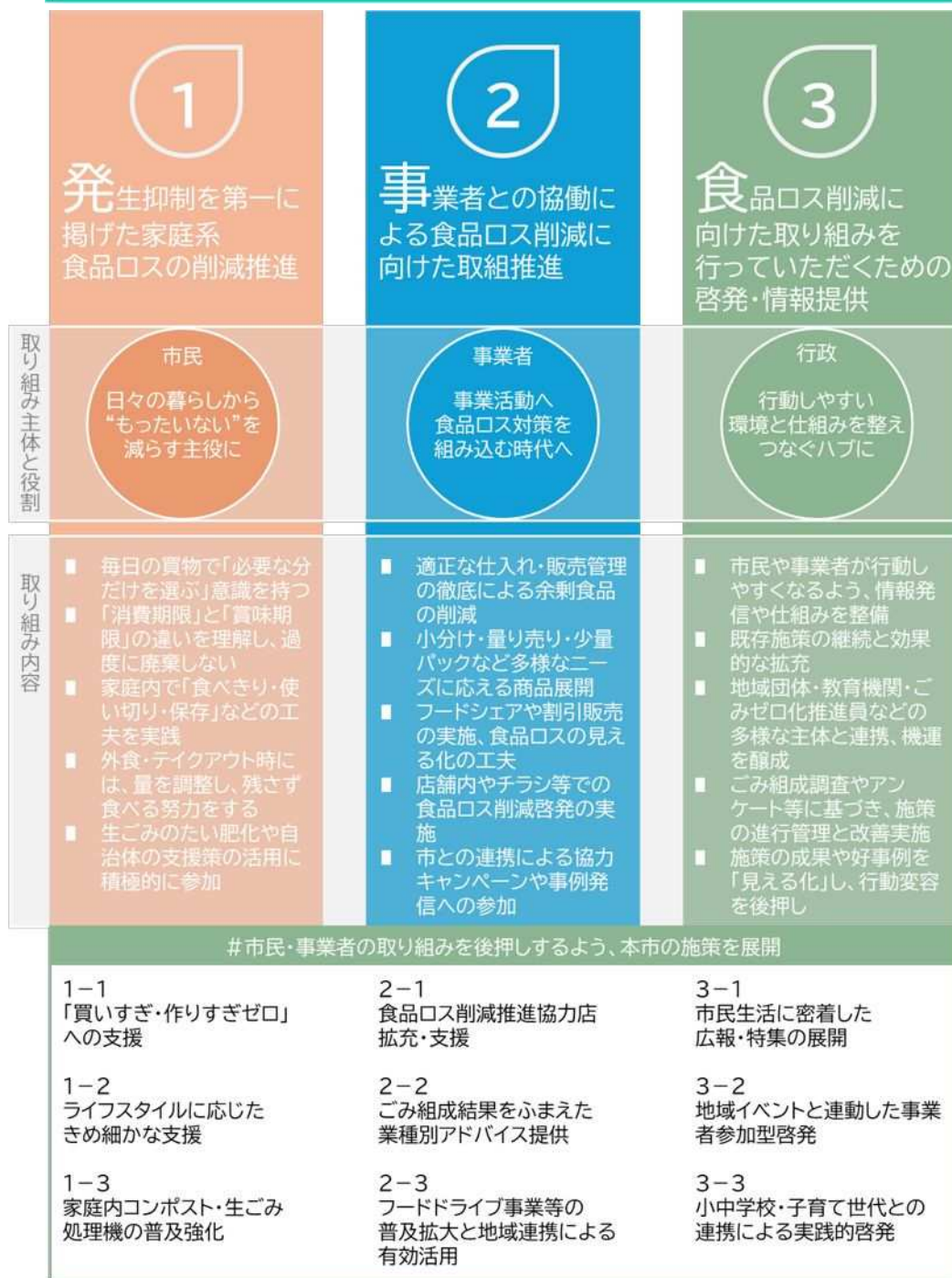
このような考えのもと、本計画では、食品ロス削減に向けた取り組みを「①家庭から出る食品ロスの発生抑制」、「②事業者との協働による削減」、「③啓発と情報提供の推進」という三つの柱に整理し、それぞれの柱の中で市民・事業者・行政が果たすべき役割や期待される行動を明確にしました。

たとえば、家庭においては「買いすぎ・作りすぎの抑制」や「ライフスタイルに応じた調理・保存の工夫」など、身近な行動を通じた食品ロスの発生抑制を重視しています。事業者に対しては、販売・提供方法の改善やフードバンクとの連携といった、社会的責任を踏まえた取り組みを促進します。そして行政は、これらを支える制度づくりや広報活動などを通じて、市民・事業者の行動を後押ししていきます。

また、これら三つの柱に対応する具体的な施策を9項目に整理しています。既存の取り組みを効果的に発展させることにも重きを置き、実効性と継続性を両立させることを意識した構成としています。

次ページに、これらの考え方を整理した計画の全体像を示します。市民、事業者、行政が連携しながら、それぞれの役割を果たし、具体的な取り組みを後押しすべく、施策を展開していきます。

小金井市食品ロス削減推進計画



市民、事業者、行政等が一体となり、食品ロス削減を推進していく社会を目指す

図 13 計画体系

第2節 食品ロス削減のための施策

1. 発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減推進

生活に根差した食品ロスの削減を推進するため、日常の買物・調理・保存・食事における「ちょっとした工夫」を後押しする施策を重点的に展開します。

施策 1 - 1 「買いすぎ・作りすぎゼロ」への支援

具体的な取り組み例

- 市報やSNSにて「家庭でできる食品ロス削減術（買い物・保存・使い切り）」を発信
- 「食べきりカレンダー」や「冷蔵庫マグネット」など、家庭内で活用できるツールを配布
- 自治会等を対象とした出張講座の検討

施策 1 - 2 ライフスタイルに応じたきめ細かな支援

具体的な取り組み例

- 単身高齢者向けに「一人分の食材活用講座」の開催
- 子育て世帯向けに「親子で食品ロスクッキング」イベントの実施（仮）

施策 1 - 3 家庭でできる生ごみ削減施策の展開

具体的な取り組み例

- 「生ごみたい肥化促進事業」継続
- 生ごみ資源化モデル事業の実施
- 地域イベントでの展示・説明ブース設置による「実物に触れる機会」の創出

2. 事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組推進

市内事業者との協働を通じて、地域全体で食品ロス削減に向けた雰囲気づくりを推進します。

施策 2 - 1 食品ロス削減推進協力店拡充・支援

具体的な取り組み例

- 市内小売・飲食店舗等の希望者を対象に「食品ロス削減協力店」として登録・周知
- 市ホームページや市報で協力店の取組を紹介、ポスターやステッカーを配布
- 割引販売、てまえどりや小盛対応などの好事例の見える化と共有
- ドギーバッグ導入のための検討支援、関係機関との協議

施策 2 - 2 ごみ組成結果をふまえた業種別アドバイス提供

具体的な取り組み例

- 食品ロス量把握のための組成分析の実施
- 分別・排出削減に関する相談支援体制の充実の
- 業種別（飲食、小売、製造など）のロス削減事例集を整理、各事業者の改善取組を後押し

施策 2 - 3 フードドライブ事業等の普及拡大と地域連携による有効活用

具体的な取り組み例

- 食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大
- 環境イベントや福祉施設等と連携したフードドライブを実施
- 地域福祉団体や社会福祉協議会等との協働により、寄付先の調整・分配体制の強化

3. 食品ロス削減に向けた取り組みを行っていただくための啓発・情報提供

施策の効果を高めるためには、行動につながる情報発信や、地域の力を活用した継続的な啓発が不可欠です。本市では、「わかりやすく」「やってみたくなる」啓発を心がけ、次のような取組を進めます。

施策３－１ 市民生活に密着した広報・特集の展開

具体的な取り組み例

- 市報や市ホームページ、SNS（公式X・Instagramなど）の活用
- 各種媒体における特集記事や連載について検討

施策３－２ 地域イベントと連動した事業者参加型啓発

具体的な取り組み例

- 市主催の環境イベントで、事業者と協力した啓発展示の実施
- 「食品ロス」をテーマとした出前講座の実施
- 事業者と連携した「食べきり週間」や「食品ロスゼロキャンペーン」の展開

施策３－３ 小中学校・子育て世代との連携による実践的啓発

具体的な取り組み例

- 学校給食との連動や「食べきりチャレンジ」の宿題形式など、児童生徒と家庭をつなぐ仕組みを導入（例：おうちの残さずメモ帳、食べ残し観察カード）
- 保護者向けに、学校を通じた情報発信を実施
- 子育て支援センター等において、離乳食・作りすぎ・買いすぎ防止など、乳幼児世帯向けの情報提供強化

第5章 計画の推進体制及び進行管理

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

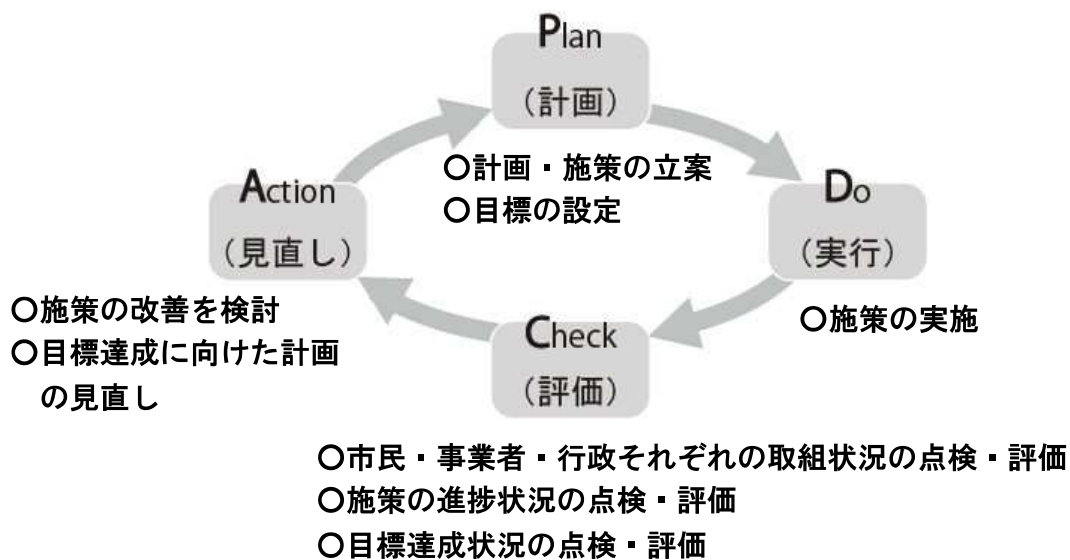


図 14 PDCA サイクル

災害時に発生する片付けごみの回収方法と市民の役割について

資料3

背景

- 発災して早期に発生する災害廃棄物（片付けごみ）の**路上堆積・混廃化**を防ぐためには**片付けごみを一時的に保管・分別する“仮置場※”**の設置は必須。
- ただし、小金井市の特性上、“**仮置場**”として活用できる**オープンスペースが限られる**こと、高齢者等の**市民が“仮置場”まで片付けごみを排出できない**等の課題がある。

※一次・二次仮置場、地区集積所の総称。

過去の災害時に実施された片付けごみの対応例

対応例①：一次仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらう戦略

- 最もオーソドックスな戦略であり、片付けごみの排出量が多い場合に回収車両の不足による道路交通への支障を回避することができる。
- 車両が往来することから広大な敷地が必要になる。

対応例②：町会や自治会が設置・管理する集積所へ住民にできるだけ搬入してもらう戦略

- 比較的住宅付近の中規模のオープンスペースを集積所に排出してもらい、自治体が一次仮置場等に搬入する戦略。

対応例③：自宅の敷地内外に排出してもらい戸別回収する戦略

- 片付けごみの巡回回収・戸別回収に要する車両・人員を確保できる場合の戦略。

災害時に発生する片付けごみの回収方法と市民の役割について

片付けごみの対応方針

- 片付けごみの性状別に片付けごみ対応を実施する。
- **地区集積所の開設と戸別回収を併用**することで、**市民の排出労力の軽減、市の収集・運搬の負荷を軽減**させる効果を見込んでいる。

方針①：地区集積所の早期設置



- 市民が早急に片付けを開始できるように、発災してからなるべく早期に開設する。
- 廃棄物を保管する面積に限りがあること、片付けごみが道路上まではみ出して置かれることで通行障害等が発生する恐れがあるため、**品目を限定して住民が廃棄物を持ち込む**。
- 廃棄物は**分別した状態で持ち込み、分別品目に沿って適切に保管する**。

方針②：大型片付けごみの戸別回収の実施



- 市民が地区集積所に持ち込むことができない**重量の廃棄物のみ市が戸別回収を行う**。
- 市が定める排出先に分別して、廃棄物だとわかるよう（回収してもいいかわかるよう）に排出する。

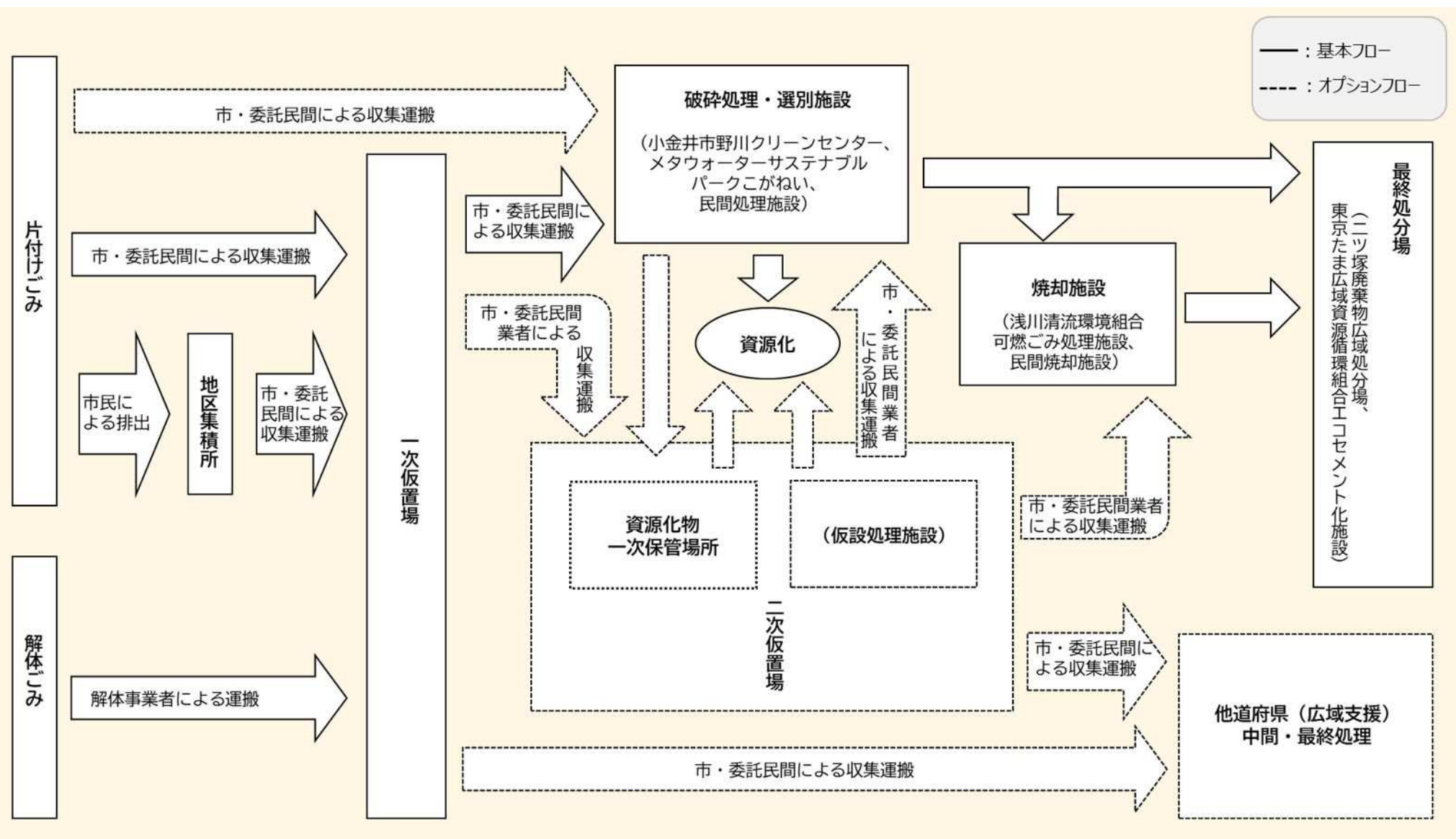
方針③：平常時の回収と併せた回収の実施



- 災害廃棄物を保管する面積に限りがあるため、**被災状況・回収体制を鑑みて袋に入る片付けごみは平常時の回収と併せて排出してもらうことを検討する**。

※収集・運搬体制を整備するため、発災から数日間回収を停止する場合がある。

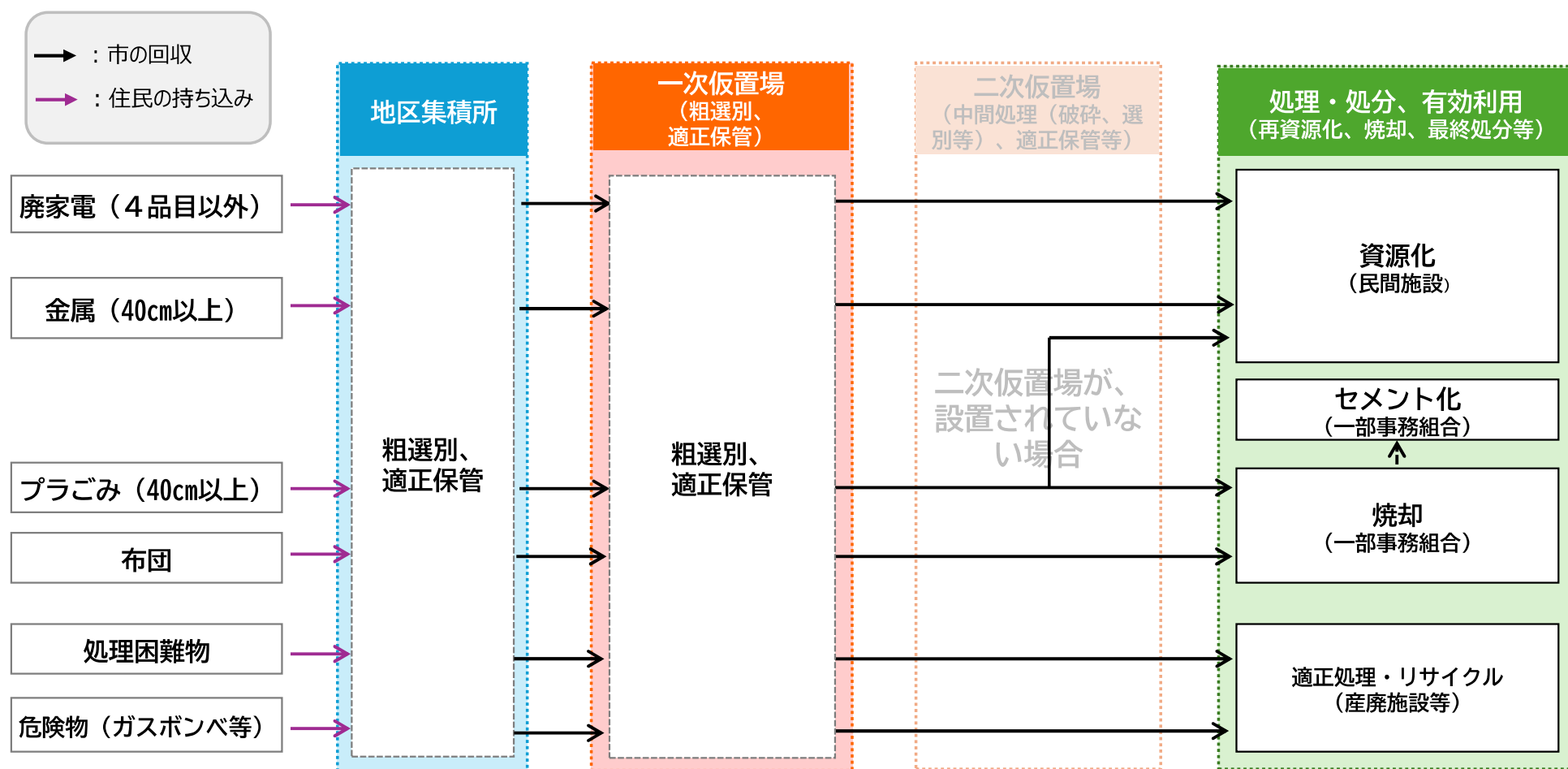
災害廃棄物の処理フロー



各廃棄物の回収フロー（地区集積所への持ち込み）

【回収フロー案の概要】

- 地区集積所に持ち込まれた廃棄物は、一次仮置場もしくは処理施設に搬出する。

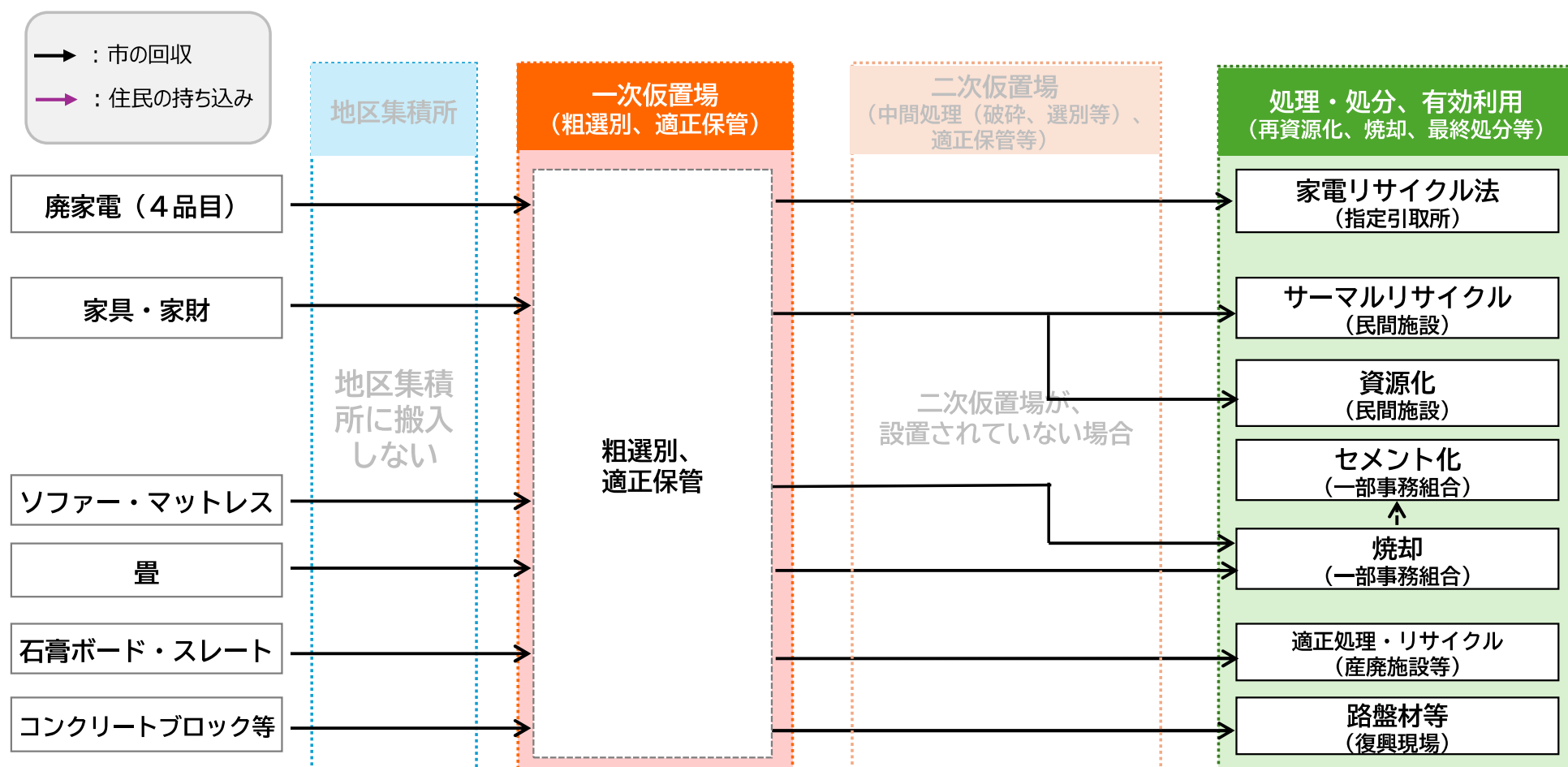


※一次仮置場や二次仮置場には搬入せず、直接、処理施設等に搬入する場合も想定する

各廃棄物の回収フロー案（片付けごみの戸別回収）

【回収フロー案の概要】

- 回収した廃棄物はその後の処理の効率化のため、原則一次仮置場に搬入する。
- 生活ごみとの混廃化防止のため、回収場所と時間を限定する。（緊急仮置場を想定）



※一次仮置場や二次仮置場には搬入せず、直接、処理施設等に搬入する場合も想定する

各主体の役割

協力依頼

- 災害時でも廃棄物の分別が求められ、**災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには市民の協力は必要不可欠である。**
- 災害時にも平時と同様に、**ごみゼロ化推進会議の皆様には市民の先頭に立ち、分別等に関する取組を協力いただきたい。**

主体	役割
市	・ 片付けごみに関する情報を早急に周知・広報する。 ・ 自市域内で発生した災害廃棄物について、必要に応じて収集・運搬を行い、処理・処分まで一時的に保管するための一次仮置場の管理・運営を行う。 ・ 並行して、避難所ごみ、生活ごみ等の収集・運搬を行う。 ・ 平常時から一次仮置場及び地区集積所の候補地を選定する。 ・ 災害規模に応じて一次仮置場及び地区集積所の開設を検討し、発災初動期に速やかに開設する。 ・ 各地区集積所を巡回し、適切に廃棄物を管理する。
市民	・ 市が広報した内容を随時確認する。 ・ 対象の廃棄物を可能な限り、定められた地区集積所に持ち込む。 ・ 市が定めた分別に基づき、廃棄物を排出する。
ごみゼロ推進員	・ 市から発信された片付けごみに関する情報等情報を周知拡散する。 ・ 市の協力依頼に基づき、地区集積所の管理を補助する。

【参考】片付けごみ（例）と仮置場等について

家具・家財	廃プラスチック類	ソファ	布団	畳
				
生木	タイヤ	ガラス・陶磁器	ブロック・がれき類	石膏ボード・スレート
				
金属	家電 4 品目	小型家電	その他処理困難物	
				

用語	説明
地区集積所	ある一定の範囲の地域住民が災害廃棄物（主に片付けごみ）を持ち込むための場所。近隣の公園や空地が想定される。保管された災害廃棄物は、一次仮置場や処分先へ運搬される。
一次仮置場	住民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため被災市区町村が設置する仮置場。

事前質問事項に係る回答一覧

質問者	該当箇所	質問・意見内容	回答
一般廃棄物処理基本計画 資料 1－1「施策体系案」			
橋爪委員	基本方針	順序が逆なのでは。先に「安全・安心・安定的な適正処理の推進」があり、その次が、「発生抑制を最優先とした 3 R の推進」とすべきではないか。	ごみ処理の基本的な流れとしては、「ごみ発生⇒適正排出⇒適正処理」であり、循環型社会形成推進基本法に基づく処理の優先順位が[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分であることから、「発生抑制を最優先とした 3 R の推進」を最初に記載しております。
橋爪委員	計画項目	目的と手段が、一緒になっているのでは。（①～③は、前者で、④～⑧は後者。）	①～③の語尾は「推進」「促進」「構築」であり、これらも手段あるいはそれに近い内容との認識です。まず目的があり、その目標達成に向けた施策の基本方針があり、基本方針に沿った施策分類を①～⑧に体系整理しているものです。
橋爪委員	全体を通して	3 R の時期から 5 R（拒否、適正な廃棄）の時期になってきているのでは。	広義には、RefuseはReduce（発生抑制）、RepairはReuse（再使用）に含まれるとの認識です。計画項目自体をあまり細分化しすぎると、取組内容の数が減りすぎてしまうこともあり、Refuse（拒否）、Repair（修理・修繕）については取組内容における具体的な取組の内容にて整理をさせていただきます。